

中小企業等再起支援事業補助金に係る追加募集について (中東情勢影響加算優遇措置の新設)

物価高騰の長期化や中東情勢等の影響により、中小企業・小規模事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いていることから、追加の募集を行う予定としております。

募集期間など詳細が決まりましたら、改めて、お知らせいたします。

1. 事業内容

物価高騰や中東情勢の影響等により、売上高又は営業利益率が悪化した県内中小企業・小規模事業者等(以下「事業者」という。)が行う、販路開拓、生産性向上等の取組に要する経費の一部を補助するもの。併せて、加算措置として、(a)指定期間内に賃上げを実施した事業者に加え、今回新たに、(b)中東情勢の影響を大きく受けている事業者に対し、補助率及び補助上限額を引き上げる優遇措置を追加するもの。

2. 補助対象者

県内に本社・本店を置く中小企業・小規模事業者等

※ 一次募集(令和8年1月30日～3月6日募集)との重複申請可

3. 補助要件

①又は②に該当すること

① 物価高騰等の影響により、令和7年4月以降のいずれか1か月の「売上高」が、令和4年1月から令和6年12月までの同月比で30%以上減少していること。

② 物価高騰等の影響により、直近決算期に営業利益率が対前期(前年)比で減少していること。

※ 直近2事業年度の営業利益率がいずれもマイナスの場合は、対前期(前年)比で減少していない場合も要件を満たすものとする。

4. 補助対象事業

①販路開拓 ②生産性向上 ③新商品・新役務の展開 ④売上原価の抑制

⑤キャッシュレス化・新紙幣対応 ⑥人材確保

※ 対象事業期間:令和8年4月1日～令和8年11月30日

5. 補助率・補助限度額

(1)通常 補助率:3分の2 限度額:100万円(下限10万円)

(2)加算措置 補助率:5分の4 限度額:120万円(下限10万円)

(a)賃上げ加算

常時使用する従業員(正規・非正規問わない)の平均賃金を令和7年9月時点と比較して3.5%以上引き上げる(又は引き上げる予定がある)こと

(b)中東情勢影響加算(新設)

中東情勢の影響により、原材料及び製品等の仕入が困難な状況又は原材料及び製品等の仕入価格(単価)が令和8年4月以降に20%以上上昇していること

6. 募集期間

令和8年6月下旬～令和8年7月下旬(予定) ※詳細が決まりましたら、改めて、お知らせいたします。